

富山県長期優良住宅認定手数料 (H28. 4 修正)

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」という。）第5条による長期優良住宅建築等計画認定申請

(1) 新築基準における一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）		
	住宅性能評価書の 写し又は適合証を 添付しない場合	住宅性能評価書 の写しを 添付する場合	適合証を 添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	45,000	15,000	6,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	110,000	60,000	12,000
同 6戸以上 10戸以下	170,000	90,000	21,000
11戸以上 30戸以下	340,000	170,000	31,000
31戸以上 50戸以下	600,000	290,000	57,000
51戸以上 100戸以下	1,000,000	450,000	100,000
101戸以上 200戸以下	1,900,000	800,000	160,000
201戸以上 300戸以下	2,700,000	1,100,000	200,000
301戸以上	3,300,000	1,400,000	210,000

(2) 増改築基準における一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	適合証を 添付しない場合	適合証を 添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	68,000	9,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	160,000	18,000
同 6戸以上 10戸以下	250,000	32,000
11戸以上 30戸以下	500,000	46,000
31戸以上 50戸以下	900,000	86,000
51戸以上 100戸以下	1,500,000	150,000
101戸以上 200戸以下	2,900,000	240,000
201戸以上 300戸以下	4,100,000	300,000
301戸以上	5,000,000	320,000

※法6条第2項による建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

※住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、同法の規定に基づき発行する書面のことです。

※適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に基づき発行する書面のことです。

2. 法第 8 条による長期優良住宅建築等計画変更認定申請

(1) 新築基準における一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）		
	住宅性能評価書の写し又は適合証を添付しない場合	住宅性能評価書の写しを添付する場合	適合証を添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1 戸	26,000	11,000	6,000
共同住宅 2 戸以上 5 戸以下	59,000	34,000	12,000
同 6 戸以上 10 戸以下	96,000	56,000	21,000
11 戸以上 30 戸以下	180,000	100,000	31,000
31 戸以上 50 戸以下	330,000	180,000	57,000
51 戸以上 100 戸以下	570,000	280,000	100,000
101 戸以上 200 戸以下	1,000,000	500,000	160,000
201 戸以上 300 戸以下	1,500,000	660,000	200,000
301 戸以上	1,800,000	790,000	210,000

(2) 増改築基準における一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	適合証を添付しない場合	適合証を添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1 戸	38,000	9,000
共同住宅 2 戸以上 5 戸以下	89,000	18,000
同 6 戸以上 10 戸以下	140,000	32,000
11 戸以上 30 戸以下	270,000	46,000
31 戸以上 50 戸以下	490,000	86,000
51 戸以上 100 戸以下	850,000	150,000
101 戸以上 200 戸以下	1,600,000	240,000
201 戸以上 300 戸以下	2,200,000	300,000
301 戸以上	2,700,000	320,000

※法 6 条第 2 項による建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数料は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

※住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、同法の規定に基づき発行する書面のことです。

※適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に基づき発行する書面のことです。

3. 法第 9 条による長期優良住宅建築等計画変更認定申請

一申請あたりの手数料

手数料（円）
6,000

4. 法第 10 条による地位承継承認申請

一申請一住戸あたりの手数料

手数料（円）
6,000